事件(原審:東京地方裁判所平成30年(刃)第39858号)について。

上記事件については、令和元年12月25日に判決が言い渡されたが、 その主文等は、以下のとおりであった。

判

東京都港区虎ノ門二丁目2番5号共同通信会館2階

控 訴 人

宗和建物株式会社

同代表者代表取締役

柴 垣 昭 人

東京都渋谷区神宮前二丁目14番19号 神宮前214ビル401

被 控 訴 人

大 塚 万 吉

主

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 訴訟費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、控訴人の全株式(500株。以下「本件株式」という。)を有する株主であると主張する被控訴人が、藤林久士(以下「藤林」という。)が本件株式を有する株主であるとしてされた控訴人の平成30年2月26日付けの臨時株主総会(以下「本件株主総会1」という。)及び同年10月31日付けの臨時株主総会(以下「本件株主総会2」という。)における各決議がいずれも不存在であることの確認を求めた事案である。

原審が、被控訴人の請求をいずれも認容したところ、控訴人がこれを不服として本件控訴をした。

2 前提事実、争点及びこれに対する当事者の主張は、原判決「事実及び理